

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	周布地区 (久枝、本郷西、本郷東、旭北、旭南、吉田中、新出、長田、鴨の窪、吉田下北、吉田下南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

周布地区は、中山川中流域西側に広がる平坦な水田地帯である。
周布団地において国営緊急農地再編整備事業が予定されていることから、大型機械による大規模栽培が可能となる。
一方で認定農業者が高齢化し、地域の農地利用を担えなくなりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

周布地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、ほ場整備が予定される農地については、土地利用型作物の大規模栽培を進めていく。また、新規就農者等の新たな担い手の確保にも努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	243 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	243 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
周布団地において、ほ場整備事業(国営緊急農地再編整備事業道前平野地区)が予定されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉井地区 (石田、広江、玉之江、今在家)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

吉井地区は、臨海部から国道196号にかけて区画が整った水田が広がっており、大規模農家や農業法人、集落営農等が中心となり水稻、麦、野菜等の複合経営が行われているが、今後は後継者不在により地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てくると考えられる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

吉井地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、今後も水稻や麦、野菜等の複合経営を進めていく。また、新規就農者等の新たな担い手の確保にも努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	242 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	242 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後、農地の大区画化・汎用化等が可能となるほ場整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)	
地域名 (地域内農業集落名)	多賀地区 (北条、三津屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

多賀地区は、一ツ橋川と大曲川の間に農地が広がる地域である。
北条団地及び北条新田団地において、国営緊急農地再編整備事業の面工事が完了したことから、大型機械による大規模栽培が可能となった。
一方で認定農業者が高齢化し、地域の農地利用を担えなくなりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

多賀地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、ほ場整備済農地については、土地利用型作物の大規模栽培を進めていく。また、新規就農者等の新たな担い手の確保にも努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	177 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	177 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
国営緊急農地再編整備事業を契機として、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
北条団地及び北条新田団地における国営緊急農地再編整備事業は、令和4年度で面工事が完了した。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
③国営緊急農地再編整備事業の実施地区において自動給水栓を導入し、リモコンやICT等を活用したタイマー機能により水管理の省力化を図る。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	壬生川地区 (大新田、茨の木、壬生川、円海寺、明理川、喜多台)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

壬生川地区は、壬生川市街地の北側に広がり全て水田となっている。
耕作を継続するのが困難な農業者及び後継者が確保されていない農業者が多く、高齢化も進んでいることから、
農地の受け手の不足が懸念される。
湿田等で耕作条件が悪い地域があり、当該地域においては担い手が育成されていない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

壬生川地区の農地利用は、地区内の集落営農及び認定農業者等の担い手が担うほか、当該経営体では担えない農地については、地区外の担い手が担う。
あわせて、新たな担い手の確保にも努めることで対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	127 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	127 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
明理川地区においては、ほ場整備が進んでいるが、それ以外の耕作条件が悪い地域の農地について基盤整備の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	国安地区 (高田、正法寺、桑村、国安、新市)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

国安地区の農地は大明神川中流域から下流域の南側に広がっており、国安市街地を境にして東側が水田、西側が畑及び樹園地に区分される。
規模縮小または廃業を検討している農家が多く、高齢化も進んでいることから、農地の受け手不足が懸念される。
耕作条件が悪い地域に後継者不在の農地が集中しており、当該地域においては基盤整備が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

国安地区の農地利用は、中心経営体である集落営農組織及び地区内の認定農業者等が担うほか、当該経営体では担えない農地については、地区外の認定農業者等が担う。
あわせて、新たな担い手の確保にも努めることで対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	166 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	166 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
高田地区においては、ほ場整備が進んでいるが、それ以外の耕作条件が悪い地域の農地について基盤整備の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	吉岡地区 (大影、茂敷、新町、安用出作、上市、広岡、石延、安用)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

吉岡地区は大明神川中流域南側に広がる地域で、水田の8割は緩やかな傾斜地となっている。ほ場整備が計画されている農地は、今後大型機械による大規模栽培が可能となる一方、ほ場整備未実施の農地については、狭小で不整形であるため営農上の効率が悪く、農地の借り手が見つかりにくい。また、鳥獣被害も増加傾向である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

吉岡地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、ほ場整備が予定される農地については、土地利用型作物の栽培を進めていく。また、将来的には集落営農組織の設立を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	233 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	233 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
安用出作団地及び安用団地において、ほ場整備事業(国営緊急農地再編整備事業道前平野地区)が計画されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①講演会、研修会、座談会を開催し、地域住民の意識を向上させ、侵入防止柵や緩衝帯の設置、放任果樹の除去等により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	楠河地区 (楠、楠浜、河原津、成福寺、六軒家)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

楠河地区の農地は、北川中流域及び小向川中流域に水田が広がり、山間部の傾斜地には畑及び樹園地が広がっている。
後継者が不在で、10年以内に降格が継続できなくなると考えている農業者が多い。
基盤整備が行われておらず、狭小かつ不整形な農地が多く、耕作放棄地となっている農地も多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

楠河地区の農地利用は、地区内の集落営農及び認定農業者等の担い手が担うほか、当該経営体では担えない農地については、地区外の担い手の受入を促進する。
あわせて、集落内の潜在的な担い手候補を中心経営体へ育成を図ることにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	171 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	171 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後、農地の大区画化・汎用化等が可能となるほ場整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①講演会、研修会、座談会を開催し、地域住民の意識を向上させ、侵入防止柵や緩衝帯の設置、放任果樹の除去等により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	三芳地区 (三芳上、三芳下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

三芳地区は、大明神川中流域から下流域北側に農地が広がっている。
大規模農家を中心に水稻や飼料作物の複合経営が行われているが、高齢化や後継者不在により、地域内において農業をリタイアする農業者や経営規模を縮小する農業者が出てきており、地域の農地利用を担えなくなりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

三芳地区の農地利用は、地域内の農業を担う者である経営体が担い、今後も水稻や飼料作物等の複合経営を進めていく。また、新規就農者等の新たな担い手の確保にも努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後、農地の大区画化・汎用化等が可能となるほ場整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	庄内地区 (大野、宮之内、福成寺、実報寺、旦之上、河之内、黒谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

庄内地区は中山間地域に位置しており、三芳地区以西から高縄山系山間部に向かって傾斜度1/300～1/100の水田と、山間部には畑及び樹園地が広がっている。
農地は基盤整備が行われておらず、狭小かつ不整形で耕作条件が悪いことに加え、鳥獣被害も顕著である。
また、後継者不在の農地が多く、高齢化も進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

庄内地区の農地利用は、当面は地域内の農業を担う者が担うが、集落内の潜在的な担い手候補がいれば、農業を担う者に随時追加することにより対応していく。
また、中山間地域等直接支払制度等を活用し、景観作物等の作付を推進することで農地の維持を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	290 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	290 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に農用地の集積、集団化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後、小規模な基盤整備の実施について検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①講演会、研修会、座談会を開催し、地域住民の意識を向上させ、侵入防止柵や緩衝帯の設置、放任果樹の除去等により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	丹原地区 (今井、上町、下町、願連寺、池田、久妙寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

丹原地区は、旧市街化区域を囲むように農地が分布しており、約9割が水田として利用されている。久妙寺団地では、国営緊急農地再編整備事業の面工事が完了したことから、大型機械による大規模栽培が可能となった。一方で地区全体の課題として、認定農業者が高齢化し、地域の農地利用を担えなくなりつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

丹原地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、ほ場整備済農地については、土地利用型作物の大規模栽培を進めていく。また、新規就農者等の新たな担い手の確保にも努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	184 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	184 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
国営緊急農地再編整備事業を契機として、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
久妙寺団地における国営緊急農地再編整備事業については、面工事が完了済である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	徳田地区 (古田、御陣家、徳能、高知、徳能出作、古田新出、田滝)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

徳田地区は中山間地域に位置しており、古田、御陣家、徳能、高知、徳能出作、古田新出集落では水稻、麦、野菜等の栽培、田滝集落では果樹等の栽培が盛んに行われている。一方で高齢化が進んでおり、後継者不在の農地も多く、耕作放棄地の増加が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

徳田地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、ほ場整備が予定される農地については、認定農業者等の担い手や集落営農を中心に、引き続き水稻、麦、野菜等の複合経営を進めていく。果樹地帯については、有望品種の転換を検討するとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用し農地の維持を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	263 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	263 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
徳能出作団地、高知団地及び古田団地において、ほ場整備事業(国営緊急農地再編整備事業道前平野地区)が予定されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①講演会、研修会、座談会を開催し、地域住民の意識を向上させ、侵入防止柵や緩衝帯の設置、放任果樹の除去等により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。
- ②果樹栽培について、硝酸態窒素対策として今後減農薬・減肥料に取り組むとともに、カバークロップ栽培や緩効性肥料の施用等を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	田野地区 (馬場、宮下、古市、光下田、福田、筋違、辻堂、八反地、土居、北野、国広、奥明、中長野、三谷、小路、山本、東川根、西川根、新出、天皇、西長野、兼久、林)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

田野地区は、中山川が形成した扇状地により広い耕地面積を有しており、主に北東部では水田を中心に水稻、麦、野菜等、南西部では樹園地を中心に柿、キウイフルーツ、バラ等の栽培が盛んである。農業を担う者は一定数いるものの、高齢化や担い手不足が顕著であり、耕作放棄地の増加が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

田野地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、水田については、認定農業者等の担い手や集落営農を中心に、引き続き水稻、麦、野菜等の複合経営を進めていく。また、樹園地については、有望品種の転換を検討する等により農地の維持を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	671 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	671 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
高松団地、北田野団地、田野上方東団地、田野上方西団地及び長野東団地において、ほ場整備事業(国営緊急農地再編整備事業道前平野地区)が予定されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①講演会、研修会、座談会を開催し、地域住民の意識を向上させ、侵入防止柵や緩衝帯の設置、放任果樹の除去等により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。
- ②果樹栽培について、硝酸態窒素対策として今後減農薬・減肥料に取り組むとともに、カバークロップ栽培や緩効性肥料の施用等を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	中川・桜樹地区 (石経、湯谷口、寺尾、関屋、来見、志川、明穂、鞍瀬、明河、楠窪、臼坂、千原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中川地区は中山間地域に位置し、中心部を流れる中山川の両側に展開する水田と北部の樹園地で形成されている。
桜樹地区は山間部に位置し、ほとんどの農地は傾斜地に点在している。
両地区ともに高齢化が進んでおり、後継者不在の農地も多く、耕作放棄地の増加が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中川地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、水田については、認定農業者等の担い手や集落営農を中心に、引き続き水稻、野菜等の複合経営を進めていく。また、樹園地については、有望品種の転換を検討する等により農地の維持を図っていく。
桜樹地区の農地利用は、地域内の農業を担う者が担い、現状維持に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	357 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	357 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
来見団地及び志川団地において、ほ場整備事業(国営緊急農地再編整備事業道前平野地区)が予定されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①講演会、研修会、座談会を開催し、地域住民の意識を向上させ、侵入防止柵や緩衝帯の設置、放任果樹の除去等により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。
- ②果樹栽培について、硝酸態窒素対策として今後減農薬・減肥料に取り組むとともに、カバークロップ栽培や緩効性肥料の施用等を検討する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	小松地区 (岡村、新屋敷、町、一本松、新宮、川原谷、南川、北川、大日)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【岡村】 現在の集落内経営体の平均年齢は69.7歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は74.7歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約37%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 岡村集落の水田のほ場整備率が44.3%であり、現在未整備の農地は旧市街化区域内に存在するため基盤整備事業の実施は困難な状況である。 岡村集落には畑が約23.4ha存在するが、小松町小松地区の規模拡大要望の中心経営体で畑の規模拡大要望者は1名(0.1ha増)しかおらず、将来畑の担い手が不足する可能性がある。
【新屋敷・町・一本松】 現在の集落内経営体の平均年齢は72.5歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は76.9歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約39%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 新屋敷・町・一本松集落の水田のほ場整備率は0%であり未整備の状況である。
【新宮・藤木】 現在の集落内経営体の平均年齢は70.9歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は74.9歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約38%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 (農)新宮の構成員の高齢化が今後始まると予想される。
【川原谷】 現在の集落内経営体の平均年齢は70.0歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は74.6歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約42%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 川原谷集落の水田面積は約10.4haで水田のほ場整備率は0%となっているが、水田は集落内(一部旧市街化区域)に分散しており基盤整備は困難と思われる。 川原谷集落には、畑が約59.9ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約3.9ha)存在するが、小松町小松地区の規模拡大要望の中心経営体で畑の規模拡大要望者は1名(0.1ha増)しかおらず、畑の担い手が不足している。

【北川】

現在の集落内経営体の平均年齢は68.1歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は72.7歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。

今後10年間でアンケート回答者の約25%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。

(農)北川の構成員の高齢化が既に始まっていると予想される。

【南川】

現在の集落内経営体の平均年齢は71.9歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は76.5歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。

今後10年間でアンケート回答者の約45%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。

南川集落の水田のほ場整備率は25.3%であり、現在未整備の水田は集落内(一部旧市街化区域)に分散しており基盤整備は困難と思われる。

南川集落には、畑が約29.7ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約2.4ha)存在するが、小松町小松地区の規模拡大要望の中心経営体で畑の規模拡大要望者は1名(0.1ha増)しかおらず、畑の担い手が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方**【岡村】**

現在のところ担い手への貸付意向農地面積はないが、今後担い手への水田の貸付意向があった場合は、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【新屋敷・町・一本松】

現在の担い手への貸付意向農地面積は4.1ha(田3.8ha、畑0.2ha)となっており、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。ただし、現在ほ場整備事業の推進をしているエリアにおいて、今後担い手への集積計画が決定された場合は、計画書に明記された担い手へ集積を図ることとする。

【新宮・藤木】

現在の担い手への貸付意向農地面積は2.3ha(田2.3ha、畑0.1ha)となっており、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。ただし、現在実施中の県営ほ場整備事業のエリアにおいては、担い手への集積計画に基づき集積を図ることとする。

【川原谷】

現在の担い手への貸付意向農地面積は3.9ha(田0.0ha、畑3.9ha)となっており、今後担い手への水田の貸付意向があった場合は、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。

畑の貸付意向については、畑の規模拡大要望者へ集約を図るとともに、新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【北川】

現在の担い手への貸付意向農地面積は0.3ha(田0.3ha、畑0.0ha)となっており、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。ただし、現在実施中の県営ほ場整備事業のエリアにおいては、担い手への集積計画に基づき集積を図ることとする。

【南川】

現在の担い手への貸付意向農地面積は2.7ha(田0.3ha、畑2.4ha)となっており、水田の担い手への貸付意向については、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。ただし、現在実施中の県営ほ場整備事業のエリアにおいては、担い手への集積計画に基づき集積を図ることとする。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	245 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	245 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、一本松・新屋敷地区(農地中間管理事業重点実施区域)において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の実施に向けた取組を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③作業の効率化等を図るため各種補助事業等を活用しスマート農業の導入を推進する。

⑨今後の高齢化による労働力不足を補うため農福連携の取組を推進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 玉井 敏久

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	石根地区 (安井、明穂、西大頭、中大頭、東大頭、妙口上、妙口下、妙口原、都谷、大郷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【都谷】 現在の集落内経営体の平均年齢は68.9歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は72.4歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約40%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 都谷集落には、畑が約15.2ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約0.3ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畑の規模拡大要望者はおらず、畑の担い手が不足している。
【妙口原・上・下】 現在の集落内経営体の平均年齢は70.8歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は75.4歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約48%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 集落内の集落営農組織についても構成員の高齢化が今後始まると予想される。 妙口原・上・下集落には、畑が39.0ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約2.3ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畑の規模拡大要望者はおらず、畑の担い手が不足している。
【大郷】 現在の集落内経営体の平均面積は73.4歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は78.3歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約55%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 大郷集落には、畑が約92.2ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積が約3.9ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畑の規模拡大要望者はおらず、畑の担い手が不足している。
【中・東大頭】 現在の集落内経営体の平均年齢は73.9歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は78.4歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。 今後10年間でアンケート回答者の約52%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。 集落内の集落営農組織についても構成員の高齢化が今後始まると予想される。 中・東大頭集落には、畑が約10.6ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約1.0ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畑の規模拡大要望者はおらず、畑の担い手が不足している。

【西大頭】

現在の集落内経営体の平均年齢は72.1歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は76.7歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。

今後10年間でアンケート回答者の約51%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。

集落内の集落営農組織についても構成員の高齢化が今後始まると予想される。

中・東大頭集落には、畑が約20.7ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約1.1ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畑の規模拡大要望者はおらず、畑の担い手が不足している。

【明穂】

現在の集落内経営体の平均年齢は71.8歳、5年後の主らくない経営体の平均年齢の推計値は76.0歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。

今後10年間でアンケート回答者の約59%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。

集落内の集落営農組織についても構成員の高齢化が今後始まると予想される。

明穂集落には、畑が約18.0ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約1.5ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畑の規模拡大要望者はおらず、畑の担い手が不足している。

【安井】

現在の集落内経営体の平均年齢は72.4歳、5年後の集落内経営体の平均年齢の推計値は77.4歳となっており、5年後には農家の高齢化等による離農問題が深刻化する恐れがある。

今後10年間でアンケート回答者の約41%の農家が離農する可能性があり、担い手への貸付要望面積が増加する恐れがある。

集落内の集落営農組織についても構成員の高齢化が既に始まっていると予想される。

安井集落には、畑が約26.1ha(内65歳以上で後継者不明かつ担い手への貸付意向面積約1.0ha)存在するが、小松町石根地区の規模拡大要望の中心経営体で畑の規模拡大要望者はおらず、畑の担い手が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方**【都谷】**

現在の担い手への貸付意向農地面積は0.5ha(田:0.2ha、畑:0.3ha)となっており、水田については集落の農地を耕作している他集落在住の中心経営体((農)あぐりサポートいわね、(農)北川)へ集約を図るほか、新たに規模拡大する中心経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【妙口原・上・下】

現在の担い手への貸付意向農地面積は6.8ha(田:4.5ha、畑2.3ha)となっており、水田の担い手への貸付意向については、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者及び入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、新たに規模拡大する中心経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【大郷】

現在の担い手への貸付意向農地面積は4.4ha(田:0.6ha、畑:3.9ha)となっており、水田の担い手への貸付意向については、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、新たに規模拡大する中心経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【中・東大頭】

現在の担い手への貸付意向農地面積は1.8ha(田:0.8ha、畑:1.0ha)となっており、水田の担い手への貸付意向については、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。ただし、現在実施中の県営ほ場整備事業のエリアにおいては、担い手への集積計画に基づき集積を図ることとする。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【西大頭】

現在の担い手への貸付意向農地面積は2.1ha(田:1.0ha、畑:1.1ha)となっており、水田の担い手への貸付意向については、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。ただし、現在実施中の県営ほ場整備のエリアにおいては、担い手への集積計画に基づき集積を図ることとする。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【明穂】

現在の担い手への貸付意向農地面積は2.2ha(田:0.7ha、畑:1.5ha)となっており、水田の担い手への貸付意向については、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

【安井】

現在の担い手への貸付意向農地面積は1.1ha(田:0.0ha、畑:1.0ha)となっており、水田については担い手への貸付意向がほとんどないが、今後担い手への水田の貸付意向があった場合は、集落在住の中心経営体で規模拡大要望者へ集約を図るほか、入作を希望する他集落在住の中心経営体で規模拡大要望者を受け入れることにより対応する。ただし、現在実施中の県営ほ場整備事業のエリアにおいては、担い手への集積計画に基づき集積を図ることとする。

畑の貸付意向については、中心経営体のみならず新規の経営体を発掘し、受入を促進することで対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域**(1) 地域の概要**

区域内の農用地等面積	258 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	258 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約を図るため、県営ほ場整備事業の実施地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の実施に向けた取組を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ③作業の効率化等を図るため各種補助事業等を活用しスマート農業の導入を推進する。
 ⑨今後の高齢化による労働力不足を補うため農福連携の取組を推進する。